

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年1月29日（木）15時30分～16時20分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室（オンライン会議）
- 3 出席

＜WG委員＞

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授

＜自治体等＞

五十嵐 立青	つくば市	市長
鈴木 健嗣	つくば市	顧問（アーキテクト）
高橋 安大	つくば市	政策イノベーション部 部長
中山 秀之	つくば市	政策イノベーション部 次長 兼科学技術戦略課長
松本 光由	つくば市	総務部 次長兼人事課長
高橋 啓	つくば市	総務部人事課 係長

＜省庁等＞

越尾 淳	総務省	自治行政局公務員部公務員課 課長
------	-----	------------------

＜事務局＞

山崎 翼	内閣府	地方創生推進事務局 次長
小山 和久	内閣府	地方創生推進事務局 審議官
松本 修一	内閣府	地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案
 - 3 閉会
-

○松本参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催いたします。

今日の議題は「地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案」ということで、つくば市様、総務省様にオンラインにて御出席をいただいております。

本日の資料は、つくば市様、総務省様から御提出いただいております、いずれも公表予定ということになってございます。

また、本日の議事についても公開を予定しております。

本日の進め方でございますけれども、まず、資料の説明をつくば市様から5分程度、それから、総務省様から5分程度行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

本日は、つくば市及び総務省の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございます。

まず、つくば市より、今回の規制改革提案の概要についての御説明をお願いいたします。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐です。本日もよろしくをお願いいたします。

公益的法人等への地方公務員の派遣に関する規制制度改革提案について、つくば市から内容を御説明します。

この資料ですけれども、つくば市は、スーパーシティ型国家戦略特区の下で、先端技術の活用やデータ連携により地域課題を解決し、ひいては新産業の創出に向けた事業を推進しているところです。スーパーシティの推進のプラットフォームとして、大学・研究機関、民間企業、行政が一体的に取組、推進するために、一般社団法人つくばスマートシティ協議会を令和6年4月に設立しています。この協議会において、つくば市のポータルアプリ「つくスマ」であるとか、パーソナルモビリティシェアリング「つくモビ」であるとか、自動運転バス、ハンズフリーチケットサービス等の先端的サービスや、道路占用対象物件へのパーソナルモビリティポート追加等の規制改革を議論し、実現をしているところであります。

この協議会の事務局業務は、特区指定自治体であるつくば市のスーパーシティの事務及び事業と密接に関連を有しています。

現状、必要な人的支援として、市の職員を協議会に派遣する場合、公益的法人等への一

般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、派遣期間中は自治体の業務に従事せず、派遣先業務に専ら従事する場合に限定をされています。しかし、当協議会の事務局業務としては、スーパーシティの先端的サービスを組成する分科会の運営や理事会等の業務がありますが、市のスーパーシティの業務を行う者が兼業することによって、稼働率と業務効果の双方を最大化できる兼業の形が望ましく、また、昨今、全国的な人員不足の中で、つくば市でも例外ではありませんけれども、市職員を専従で派遣する人的余裕が乏しいというのが実情であります。

4 ページの参考資料にも付けておりますけれども、現行の公益的法人派遣法の立法事実となった茅ヶ崎市の職員派遣に関する最高裁判決においては、職務専念義務免除や給与条例上の勤務しないことについての承認についての適法性の判断に当たって、派遣の目的、派遣先法人の性格、派遣先法人の具体的な業務内容、派遣職員が従事する職務の内容、派遣期間等を総合的に考慮し、派遣先での具体的な業務内容と市の政策との関連性等について十分に審理を尽くした上で派遣すべきとされており、公益的法人派遣法は、その要件を満たす形で立法されていますが、現行法は、専ら従事を前提としており、昨今の情勢で必要性の高い部分的な派遣は包摂されておられません。

一方、部分的な派遣については、現状、職務専念義務の免除で対応するという運用が通知されていますけれども、職務専念義務の免除により従事させる場合には、派遣根拠が不明確でありまして、最高裁の求める派遣期間や頻度、業務比率等を考慮したときに、職務専念義務免除の措置が裁量権の逸脱、濫用になる懸念があります。長期的かつ反復的に市の業務に従事しない時間が生じる場合に、職務に従事しない職員に対する給与支給の妥当性の判断基準も曖昧であり、派遣先で時間外勤務が発生した際に、市が手当てすることの妥当性も不明確である等、実務上、そして法務上の不安定さが大きく、自治体として対応に苦慮をしております。

そこで、つくば市としては、公益的法人派遣法の特例措置等に基づき、部分的な派遣を認めることで、最高裁の要請する審理が十分に尽くされ、公益上の派遣の必要性が担保された形で、市職員と協議会職員の兼務を安定的に可能とすることを提案するものです。

公益的法人派遣法が統一的なルールの設定、職員派遣の適正化及び派遣手続の透明化、派遣職員の給与等身分取扱いの明確化等を図ることを目的として成立したことを踏まえ、部分的な派遣であっても、その運用について法令上明確にされることを希望します。

これにより、法に基づき、人員の配置を安定的かつ弾力的に運用することで、協議会運営と市業務の両立が可能となり、地方創生に資する公益的法人等に対する効率的かつ効果的な支援につながると考えております。

繰り返しますが、現行の専ら従事のみでは、つくば市に限らず、地方行政の現場の実態に即した運用は困難と考えております。公益性と適法性を確保した部分的な派遣の制度化により、地域課題の解決と新産業創出、ひいては地方創生をさらに加速させていきたいと考えておりますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。少し誤解を恐れずに言えば、従来、これまでの行政というのは、地域課題の解決のために、民間企業への業務委託をする委託者という位置付けで、民間企業は受託者という、そのような関係であったというふうに捉えております。しかし、近年、複雑・高度化する社会課題に対応するためには、解決策の検討の段階から産学官それぞれが対等かつ責任のある参画の下で、先端的サービスの検討と規制・制度改革、持続可能なビジネスモデル等を、組織の垣根を越えた連携と創意工夫によって推進することが重要であると考えております。

今般、話題にさせていただいているつくばスマートシティ協議会は、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業実施主体としても認定をされておりまして、そのプラットフォームとして、スーパーシティの推進に必要な団体であることから、適法性を確保するというのは大変大きな前提であります。是非御検討をいただければ幸いです。

つくば市からの説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、総務省から、公益法人等への地方公務員の職員派遣に関して、現行制度の概要等についての御説明をお願いいたします。

○越尾課長 私、総務省自治行政局公務員部公務員課長の越尾淳と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

本日提供させていただいております資料について御説明をさせていただきます。

本日、皆様大変御多忙のところ、委員の皆様方、また、現在御説明いただきましたつくば市の五十嵐市長を始め、つくば市の皆様方にも御参加をいただきまして、このような説明をさせていただく機会を頂戴いたしましたこと、まず冒頭、一言御礼申し上げます。

そして、今回つくば市からいただいた御提案につきましては、昨年12月に科学技術戦略課の皆様と、そして、先々週の15日にはつくば市の人事課の皆様も交えまして、計2回、内閣府も交えた三者ヒアリングをさせていただきました。本日は改めて当方から現行制度の概要を御説明するとともに、つくば市の御提案に対する現時点での総務省の見解について、これまでの意見交換の内容も踏まえて御説明させていただきます。

まず、1ページの「つくば市からの御提案について」と題しました資料の、資料中①の一つ目の○に記載のとおり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、長いのでこの後は派遣法と呼ばさせていただきますけれども、この派遣法の第2条に規定している職員の派遣については、本来、公務に従事すべき地方公共団体の職員を、公益的法人等にその職を保有したまま派遣し、当該公益的法人等の業務に専ら従事させるための制度とされております。

続いて、二つ目の○ですけれども、この法律が制定されたのが平成12年でございますが、その当時、既に地方公務員法上の仕組みとして、職務命令や、職務専念義務の免除等の方法により、当時の公益法人、現在は公益的法人となっておりますが、公益法人等への職員の派遣が行われていたところ、適正な職員の派遣の確保、派遣手続等の透明性の確保、派

遣される職員の身分の取扱いの明確化といったことを目的としまして、所要の要件を満たす公益的法人への職員派遣のための本法律が定められたという経緯となっております。

そして、御提案いただいている中で、今、市長から大変丁寧な御説明を頂戴しましたけれども、つくば市の職員をつくばスマートシティ協議会の業務に、専らではなく、部分的に従事させたいというお話がございましたが、資料の三つ目の○にありますとおり、派遣法制定時に既に、公益的法人等の業務と公務との兼業を行う場合には、職務命令や、職務専念義務の免除等の適切な運用により対応すべきものとされてきたところでございます。この点、先ほど言及がございましたけれども、派遣法制定時の総務省通知により、各自治体へ周知させていただいたところでございまして、つくば市へも、職務命令や、職務専念義務の免除により対応することができるという旨、これまでお答えをさせていただいております。

四つ目の○以降でございすけれども、派遣法の各規定の御紹介でございす。派遣法は、公務に従事すべき地方公共団体の職員を、公務ではない公益的法人等の業務に従事させるものでございまして、派遣職員に従事させる業務は、地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならないとされております。

五つ目の○ですけれども、派遣法による派遣が専ら従事とされていることについては、派遣元団体の職務と派遣先団体の業務の両方に従事することはできないということになっております。

六つ目の○、職員派遣の期間は、原則3年を超えることができないとされています。基本的には法律に定める期間を超えない範囲で、中長期的な派遣を想定しているというものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、②提案実現に向けた総務省としての見解についてであります。一つ目の○にあります、先ほども言及させていただいたこれまでの回答のとおり、派遣法第2条に基づく職員の派遣は、公益的法人等の業務に専ら従事させるための制度であることから、地方公共団体の職員がその職務に従事しながら、公益的法人等の業務に従事することはできません。

また、二つ目の○のとおり、地方公共団体の職員を、その勤務時間の一部について公益的法人等の業務に従事させることは、職務命令や、職務専念義務の免除を適切に行うことにより、地方公務員法上、既に可能となっているところでございまして、今回のつくば市職員がつくばスマートシティ協議会の業務に従事する御提案について、これらの方法により実現可能であるということはお伝えをしてきたところでございます。

その上で、三つ目の○でございすけれども、前回、内閣府のほうにもお骨を折っていただいて、つくば市との三者ヒアリングを15日にさせていただいたときに、つくば市においてお考えになっておられる派遣職員が派遣先団体の業務に従事する期間を連続する週内の複数日として設定し、派遣元団体の職員に従事する期間と明確に切り分けることを含めて検討

されているということが分かりました。

具体的には、例えば週3日は協議会の業務に専ら従事し、残余の週2日がつくば市の業務に専ら従事するということであるというふうに理解をさせていただいたところでございます。こうしたお話も踏まえまして、改めて省内で検討を行いました結果、従来、派遣法の職員派遣は、基本的には先ほども申し上げました原則3年間を上限として中長期的な派遣を想定していたものではございますけれども、派遣法上、派遣期間の下限はないものでして、公益的法人等へ短期間の派遣を行うということも法律上可能であること、また、この派遣法の枠組みのポイントが、派遣期間中、派遣先の法人の業務に専ら従事することが担保されているということでございまして、例えば、週3日は協議会の業務に専ら従事する短期派遣が行われ、残りの週2日がつくば市の業務に専ら従事するという、そうした派遣サイクルを繰り返すことについて、協議会とつくば市との間で明確に取り決めをしていただけるということであれば、現行法の枠組みにおいても可能であると整理をさせていただきたいと考えております。

今後、現行法上も可能と整理した場合に、法律上や事務負担等の懸念点がないかどうかはよく精査をさせていただきたいと思っておりますけれども、今申し上げた方向性で、できる限り速やかに結論を出してまいりたいと考えております。

総務省からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

今お伺いしているこのページなのですけれども、つくば市様においては、派遣職員が派遣先団体の業務に従事する期間と、派遣元の職務に従事する期間というのを明確に切り分けることができるというようなお話だということなのですけれども、最初につくば市様からの御説明、なぜ今回、専従派遣ではなくて部分的派遣を望むのかという御説明の中で、分科会の運営を行うということと、市のスーパーシティの施策を進めていくというのは不可分一体なものであり、両方にとって有益な活動なので、一緒にやりたいというお話だったかと思っております。

そうであると、実際の職員の方の業務は、いずれの業務なのか切り分けづらいようなものも含まれてしまい、期間でこの業務に従事する期間とこの業務に従事する期間というような、2日と3日といったような明確な切り分けは実際にはできないのではないかと思いますので、つくば市様のほうでは、このような期間の切り分けができるのかということについて教えていただけますでしょうか。

○中川座長 それでは、つくば市様、お願いいたします。

○中山課長 つくば市の中山と申します。御質問ありがとうございます。

分科会の活動と申しますのは、スマートシティ協議会の中に設置されているスーパーシティの取組の各分野に対応した活動体でございます。そちらの実際の会議の運営につきましては、会員機関としてのつくば市が実際には回しております。ただ、その分科会の運営を含む協議会の運営というところ、そこは会員機関のつくば市では今実施できないというところかなと思っておりまして、その運営のところを、例えば週の月曜日、火曜日に実施するとか、そういったことをしたいと考えております。

分科会の中身の運営につきましては、実際には会員機関のつくば市として運営できると思っておりまして、その事務の切り分けはできるのかなと考えております。

以上です。

○堀（天）委員 総務省様と御調整されている内容の方向性でよろしいということであれば、これ以上何か申し上げるものでもないということになってしまうのですけれども、やはり何曜日と何曜日にしか分科会を開くことができないとか、例えば、この業務については、今日はこの従事の日なので明日に回そうとか、それこそ考えているだけでも結構大変な状況なのかなと思っております。そうではなく、一体として業務が実施できる。ただ、総量としては、例えば50%、50%だねとか、部分的な割合というのは後から決めればいいのかもかもしれませんけれども、やっている業務のストッパーにならないような形できちんと位置付けていただくことが必要なのではないかと思ったのですが、その点、つくば市様、今の総務省様の御提案の方向でよろしいのか、もう少し今のような実質を見た、派遣される職員の方が困らないようにと言いますか、もう少し柔軟な解釈を求めるといったことなのか、それはいかがでしょうか。

○中山課長 つくば市の中山です。ありがとうございます。

切り分けてやれるものであればやりたいのですけれども、委員おっしゃるように、実態上は、分科会の中身とつくば市のスーパーシティの自治体としての取組というところを柔軟に対応したいと思っておりますので、そこら辺を弾力的に運用できるのが一番望ましいとは考えております。

以上です。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

総務省様も、今の現行法で読める方法を考え抜いてくださったのかなと思うのですけれども、今の御検討の方向性だと、やはりどこかで行き詰まってしまうように思いまして、また、想定されているような相乗的な効果をなかなか生みづらいような土壌になってしまっていないかということ懸念しております。したがって、期間で明確に区切ることではなく、割合的な、部分的な派遣を認めるという方向性についても是非御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○越尾課長 御指摘ありがとうございます。ただいまおっしゃっていただいた点、御意見としてはよく理解をしているところでございますけれども、我々国家公務員も含めて公務員は職務専念義務というものが課せられておりまして、地方公務員法で申し上げますと

35条に職務に専念する義務というものがございませう。こちらをかいつままで申し上げますと、法律とか条例に特別の定めがあるほかは、その勤務時間及び注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならないとされておりまして、ある意味、派遣法はその特例を設けている法律ということでございませう。ですので、おそらく今、委員が御指摘いただいた点は、例えば一日のうちに、いわゆる協議会の業務と渾然一体化したような形でやるようなこともできたらいいのではないかとということなのではないかと思ひますが、そこは今ほど申し上げました職務専念義務の関係で明確に切り分けていただく。どこまでが公務員としての仕事なのか、どこまでが協議会の職員としての業務なのかということが切り分けられなくなってしまうので、地方公務員法上の根本に関わってくるころにもなるかと思ひますので、そこは地方公務員派遣法の特例をもってしても、正直難しいのかなというふうに考へている部分でございませう。

一方で、先ほど週3日、週2日という言い方を申し上げましたけれども、これはあらかじめ職員の側にとつても、一体自分はどの仕事をいつするのかということが分かっていないと、職員の保護に欠ける部分もございませう。これは派遣法の第2条第2項で、派遣期間ですとか、派遣期間中に行う業務については、あらかじめ派遣する職員に明示して、その同意を得ることにもなっておりますので、自分が一体どういふ業務をするのかということが職員にとつてもあらかじめ明らかになつていないといへないといふことでございませう。

他方で、短期間の派遣をする、例えばこの週は月から水。だけれども、業務量が今週はないから、例えば別の週は、月火は法人の業務だといふようなことも、取り決めは業務の状況で変更することが可能でございませうので、そこは業務の繁閑などに応じてやっていただく。ただ、設定した期間の中においては、しっかり派遣期間中は協議会の業務に専念していただくことが必要だと。そこをある意味、担保していただくのであれば、それ以外の部分は柔軟にできるのではないかと考へているところだと思ひます。

実はこうした例は、これまで我々も想定していなかつたものでございませうけれども、これまで内閣府のほうからも、想定していなかつたといふことは分かつたが、できるのかできないのかをしっかりと明らかにすべきであるといふサジェスションもいただきまして、この機会に国家戦略特区の提案といふ趣旨を重く受け止めまして、現行法の枠内でできるという整理も可能ではないかといふふうになつて今現在検討を進めているものでございませう。

以上でございませう。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

職務専念義務については理解しているつもりではございませうけれども、両方の業務に資するような職務の働き方をされたいといふような、働き方の柔軟性といふものも趣旨・目的に照らして認めていただけるといいのではないかと思ひました。

ほかの先生方も手を挙げていますので、以上です。

○中川座長 それでは、ほかの先生方も手が挙がっていますけれども、落合委員が途中で退席をしなければならないといふことですので、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

堀委員からもお話があった点と共通する議論になるかと思いますが、改めて専従と部分的な派遣について概念的にどう説明・整理できるかが議論されていたところでもあります。一方で、今回のつくば市の御提案は、まさにスーパーシティを実現していこうとされ、特区の中で自治体としてもこの地域を起点に始めていこうという話でもあります。そうすると、特に地域限定でこうした行い方ができるものを、全国区ではなく特区の限定ルールとして検討していくことができないかと考えております。この点、仮に特区で限定のルールを作っていくとすると、何か弊害があるかをお伺いしたいと思います。総務省様にお願いいたします。

○越尾課長 先ほど、仮に渾然一体となって業務をするということになりますと、今、不幸にして職務遂行中にけがをした、例えば出かけているときに交通事故に遭ったとかいうときに、それが一体どちらの業務によるものなのかということが判然としない場合に、職員の保護に欠けるような面があってはいけないではないかという感じもいたしますし、あと、職務命令が一体どういった形で、どの業務を命じているのかということが判然としない形ですと、労務管理、勤務管理といったことの問題もあろうかと思えます。

例えば、これは民間企業とかにおいても、自営の方とかは別として、雇用されている方で兼業している方について渾然一体となっているケースはあまり通常想定されないのではないかと思いますところ、その点、我々についても特に変わるところはないのではないかと考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

民間では渾然一体としないという点について、法令上の整理は別として、実務的には、例えばグループ内で業務をしている際に肩書きをいくつも持ち、この会議はこの立場であるという形でお仕事をされている民間企業の方は多くいるように思います。そうした場合は明確に切り分けられているという御認識でしょうか。

○越尾課長 そういった例があるということは承知しておりますけれども、すみません、民間の労務管理というのはやや余計なことを申し上げたかもしれません。いずれにしても、私どもとしましては、一体その業務が何の業務をしているのかというのが明確でないと、先ほど申し上げたような労災の問題とかもあり得ますし、あと勤務管理の問題ですね。勤務時間管理では当然、時間外勤務がいつから発生するのかとか、そういった問題とかにも関わってまいりますので、いわゆる労働安全衛生といった面からも明確に切り分けられることが必要なのだらうと思えます。

何よりも職員のほうが、命じたときに、その割合もどれくらいの割合になるかというのが判然としない状況では、なかなか安んじて職務に精励できないのではないかというような懸念もありますところ、そういった意味では明確に、ある意味外形的に期間で切り分けていただいたほうが労務管理もしやすいですし、職員も安んじて職務に精励できるのではなかろうかと考えているというものでございます。

○落合座長代理 分かりました。

それでは、今の御質問も踏まえて、つくば市様にお伺いいたします。今回の場合と直ちに同じではないかもしれませんが、市の中でも様々な形で取組をされている中で、先ほど御指摘のあった、特にどの業務に従事しているかが分かりにくくなる点や、労災や労働安全衛生の観点について、総務省から指摘された点で具体的に懸念される場所は、つくば市様としてはありますでしょうか。

○中川座長 つくば市様、お願いします。

○高橋係長 つくば市の高橋と申します。

先ほどいただいた内容についてなのですが、今回我々として提案している内容としては、より効果的な協議会の業務を進めるという意味では、渾然一体とやれることが最も理想なところであって、そういう意味では、仮に職務専念義務で対応するにしても、明確な切り分けはできない可能性が高いというふうに認識しております。

その意味において、先ほど労働法制上の例えば公務災害補償の件ですとか、そういったものに関しても明確な切り分けができないとすると、どこの当てはめにするかということは個別具体的に議論をする必要があると思いますので、そういった辺りを明確に統一的なルールの下で運用できるのが理想というふうに考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、例えば市がそうした場合でも全部責任を持って管理すべきであるとか、これは仮定の話ですので最終的にそうなるかは分かりませんが、事故があった際は市のほうで責任を持つべきであるとか、そのようなルールとして決まれば、それに従って対応するというところで、決めていただければよいということになりますでしょうか。

○松本課長 つくば市の松本と申します。

おっしゃるとおりでよろしいかと思えます。どういうところでみなしとして適用できるかというところの考えも統一的に図られると、自治体としては運用しやすいのかなというふうに考えております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

総務省様に最後にお伺いいたします。業務の内容として、職務命令や職務専念義務の点はございますが、最終的に行いたい業務との関係では、一体として行ったほうが成果が出るとつくば市様もおっしゃっていることに加えて、特にこちらのほうが問題かと思えますが、労働安全衛生や労災について市が全部負担すべきということであれば、市のほうで負担してもよいとのことでした。そうであるとすると、一般社団法人等に比べ、自治体のほうが手厚いのは当然であろうと思えますので、あまり御心配はなさそうに思われますが、いかがでしょうか。

○越尾課長 今、我々のほうで労災の適用の仕方とかを決めるべきではないかという御質問の趣旨でしょうか。

○落合座長代理 市が全部責任を負うべきだということになれば、市が全部責任を負う形でもよいということですので、心配が生じないようなルールづくり自体は可能であり、それで運用できるというお話をつくば市からお聞きしたように思います。そうであるとする、安全衛生等の問題は解決できるのではないかという御質問です。

○越尾課長 基本的には、先ほど例の挙げ方があれでしたけれども、派遣法に基づいて行っていた場合、渾然一体かどうかは別にして、現行の派遣法によって派遣された職員の労働災害の適用については、労災のほうで見るというふうになっておりますので、派遣先のほうの枠組みに入っただくこととなりますので、そういったことのとおりでいくのかどうかということが、もし渾然一体とした場合にもそういうことが議論になるのかなと思います。

○中川座長 落合委員の指摘は、期間で切り分けなくても、労災とかそういった総務省様が御心配いただいたようなことを双方でお決めになって、契約か何か分かりませんが、責任の所在を明らかにするような措置をすれば、期間を非常に明確に切り分けるような形での対応以外のものもあり得るのではないかという御指摘でございますよね。

○落合座長代理 座長がおっしゃった考え方が一つの方法だと思います。仮にルール上、より保護が手厚い方が全部責任を負う形にしておくとすると、一般的にはあまり心配はないかと考えます。自治体と一般社団法人とは、一般社団法人も構成員を見ると立派ではありますが、つくば市はそれ以上に立派ですので、一般的に考えると市のほうがより安定した主体であり、そちらが基本的に責任を引き受けるということであれば、あまり問題は生じないのではないかと思います。方法としては、座長がおっしゃったとおり、契約の方法もあるでしょうし、ルール自体でそのように定めて運用することもあるでしょうし、方法自体には特にこだわりはありません。ただ、弊害防止はすべきと考えましたので、議論させていただきました。

○中川座長 総務省様、そういう御提案も検討に値するのではないかという委員の御指摘ですが、いかがでしょうか。

○越尾課長 派遣法の枠組みを使いながら今のお話ということですよ、当然ながら。

○落合座長代理 どの枠組みなのでしょう。

○越尾課長 派遣法の枠組みでなければ可能ですけれども。

○落合座長代理 そうすると、どのような形を想定されていますでしょうか。

○越尾課長 ですので、取り決めをお互いに結んでいただくような形で、安全衛生ですとか派遣の在り方について両方で合意を結んでいただいて、当事者同士で取り決めをしていただくというような形で、それはいわゆる契約になると思いますけれども、そういった形でやっていただくことは可能だということです。

それは派遣法の枠組みではないということになります。ですから、つくば市さんの御提案ですと、派遣法の枠組みでないということなので、ちょっと外れてしまうと思うのですが、そういったやり方ができなくはないですし、それはこれまで我々も派遣法の枠組み

によらずに、既に先ほど申し上げました研修派遣ですとか、職務専念義務の免除という形でできますというようなことは、他の自治体の例も含めて申し上げているところですが、派遣法の枠組みでということなので、先ほど申し上げたようなやり方があるのではないかというふうに御提案をさせていただいているということでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

私も退席しなければなりませんし、ほかの委員の御質疑もありますので、どちらがよいかはこの場で決め切れるものではありませんが、弊害防止をする中で、できればつくば市が考えられていることも実現できるようにしていきたいと考えております。総務省様としても、今後議論していくに当たって御理解いただけますでしょうか。最後にこの点だけお伺いいたします。

○越尾課長 委員の御指摘という点は分かりました。

○落合座長代理 分かりました。

では、すみません。どうもありがとうございます。途中まで失礼いたしました。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 御説明ありがとうございます。

地方公務員の方の派遣のあり方で、派遣法で行かれる方法、職務専念義務を免除したり、あるいは研修派遣にするとか色々な形式があるということですが、先ほど五十嵐市長が兼業という言葉が使われていたように思います。兼業という言葉と、派遣とは趣旨と言いますが意味合いが違うかと。例えば大学の場合ですと、クロスアポイントメント制度という文部科学省の制度かもしれないですけども、研究者や技術者が大学、公的機関、企業など複数の組織とそれぞれ雇用契約を結んで、各機関の役割に応じて勤務するという仕組みもあります。この派遣法の枠組みの中で進めたいという理由を教えてくださいませんか。要は、派遣法でなければならないのか。特区の事業を推進するには、色々なタイプの人と協働・交流しながらやっていくということはあると思うのですけれども、派遣法を使ったほうがいいのかと思われる理由は何なのかということが1点。

それから、今回のケースは特区だから特別ということもあると思うのですけれども、様々な自治体において同様のケースもありうるかと。自治体だけではなくて色々な機関でもそうですけれども、人手不足で働き方改革とかも言われる中で、なかなか人を、本当はフルで派遣させたいけれども、それができないという事情もあると思うのですが、その辺に対して総務省のほうではどのように考えているのか。人手不足の中で、本当はフルで派遣すれば法律的にも非常にクリアだけれども、なかなかできない現状に対して、どういう方法があるのかというのを、もしよければ教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○中川座長 まず、つくば市様、お願いできますでしょうか。

○五十嵐市長 御質問ありがとうございます。五十嵐でございます。

私どもが今回派遣法にこだわっている理由は、やはり統一的なルールの下で運用をきちんとしていきたいということがあります。個別の協定等といったことをやっていくと、非常にその都度その都度、団体によっても状況が変わってしまいますし、本来であれば派遣法に基づいて市の条例で派遣先をきちんと規定して、そこに送れるというようなことを議会を通して行うものですので、ルーズな運用にならないようにするということが非常に重要ではないかなと思っております。

あわせて、先ほど職専免の話が色々出ていましたが、職員の保護といった観点においても、例えばですけれども、職専免で行ったらそれは職務ではなくなってしまいますので、それは明らかに保護としては逆に弱くなっていく部分があると思います。確かに毎日、この日とこの日というような形できれいに業務を切り分けるようなことができれば理想ではありますけれども、先ほども申し上げましたが、現場はまさに人手不足の中で、本当にスピード感を持って、都度、協議会の業務、そして市の業務を行き来するということが必要になってきますし、本来、そこで協議会の業務を終えたら、次は市の業務に戻ったほうが事業全体としては推進力を持てるにも関わらず、その日は専ら協議会の業務しかできないということになってしまえば、極めて無駄な時間がそこに使われることになってしまうということになります。

そういった現場の実態、そして、本当に地方自治体は極めて限られた人員の中で、それぞれが最大限の効果を発揮しようとしている中で、やはりこれは派遣法の中で統一的な運用がされることがないと、日本全国で同じように無駄なことが起こってしまう可能性がありますし、今回の協議会については法人格を持っておりますけれども、必ずしも法人格のない団体に派遣をするようなことも考えられますので、やはりこれは個別にちょこちょことやるのではなくて、全体的なルールを国として方針を示していただくことが必要不可欠ではないかと考えて、今回のような提案をさせていただいております。

以上でございます。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

統一的な運用は非常に重要だと思うのですが、そうすると、先ほど法人格を持たないところに部分的に派遣される可能性もあるというお話でしたけれども、そういうケースも統一的な運用が派遣法の中で実際にできるというふうにお考えということでしょうか。

○五十嵐市長 そのような可能性はありますが、今のところ、現行の法律の運用ではそれはできないことになっておりますので、今回もし統一的な運用ができるようになっていけば、そのような形で柔軟な運用や、必要に応じて市の新たな連携先との協働といったような可能性も生まれてくるとは思っております。ただ、現在それを具体的にどういうところを想定しているというところまでは、まだありません。それは今回、スマートシティ協議会を法人格にした理由でもありますけれども、現状としてはそのような状況であります。

○堀（真）委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 総務省様、堀委員の御質問はいかがでしょうか。

○越尾課長 御質問ありがとうございます。

全国的に人手不足の状況と、それを踏まえた本派遣法との対応ということの御質問だと理解をしております。確かに今は大変人手不足の状況でございまして、様々マスコミでも報道されておりますとおり、今は地方公務員の採用の状況は非常に厳しくなっております。私どもが毎年調査をして公表しております競争試験の倍率も、現在、最新の数字が4.1倍ということで過去最低を更新している状況でございます。また、内訳を見ていきますと、特に技術系の職員の確保にどの自治体も大変苦勞している状況が見られます。

一方で、つくば市の御提案の中にも一部含まれているかと思いますが、今、働き方改革、例えば男性育休の取得促進ということもございまして、今いる職員においても、100人いて100人が全員目いっぱい働ける状況にはなかなかないというのはそのとおりだというふうに受け止めています。

そういった中で、元々派遣法は、何度も話題が出ていますが、専ら派遣、あるいは中長期的な派遣ということを念頭に置いておりまして、例えば3年というような期間の間は行きっ放しで、そちらの法人、派遣先の業務に専ら従事をするということで考えてまいりました。そういった運用が基本だというのは現在も変わりませんけれども、今回の御提案を受けまして、また、先ほど申し上げました内閣府のほうからも、従来想定していないことは分かったが、そういった期間を区切ってやるようなやり方で、前回の打合せの場では、例えばという話で、週3日、2日というようなお話もございましたので、そういった形で分けていただくことに対して、これまで想定をしていませんでしたけれども、確かに本法の規定上、それは可能であると。それは無理くり解釈するというのではなくて、先ほど申し上げたように、下限は決められておりませんか、あと、実際に法制定時の議論、検討状況などを見ましても、特別の事情があれば、同じ方が繰り返し同じ派遣先に行くことが想定されるようなこともありまして、様々総合的に勘案した結果、特区提案ということを重く受け止めまして、先ほど申し上げたような方法であれば、できるのではないかとというふうに御回答させていただいたということでございます。

あと、この機会に付け加えさせていただきますと、特区提案でございしますが、今ほど私どもが御提案させていただいた、区切ってやるという短期派遣を繰り返す手法については、特につくば市様だけに限るようなことではございませんので、もしこの方法でいいということであれば、全国で展開していく方向で、全国の自治体に周知をする方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀（真）委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ほかに発言を求める委員はいらっしゃいますでしょうか。

安藤委員から手が挙がっていましたが、よろしゅうございますでしょうか。

○安藤委員 先ほど手を挙げたのは、労働者の安全衛生の観点から、時間外労働の管理について、派遣先の一般社団法人は自分で命令することができず、派遣元に時間外労働を依

頼みたいということを伝えてといったような、労働者の時間管理をトータルで考えないといけないような点についての対応等を準備されているかという話をしようかと思ったのですが、安全衛生の議論があったので、私からは結構です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を求める委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議題は、現行制度の制定当時は制定されていなかった近年の社会情勢の変化によって新たに生まれたニーズ・課題に対応するための規制改革提案だと受け止めました。つくば市からお話があったように、訴訟リスクがある中で、自治体が動きやすくするためのルールをつくることも国の重要な役割だと認識しております。また、今回の提案は、つくば市がスーパーシティとしての取組のフェーズアップに向け、体制を強化していく上でも大変重要な提案だと受け止めました。そういう意味では、五十嵐市長のほうから統一的なルールというような御発言がありましたけれども、それは地理的なのということもありますが、日本の法制度の中で統一的なのということだと思います。その中には、特区で特別なルールをつくるということも含まれると思います。そういう意味では、地理的な全国統一的なルールにこだわらないで、特区においてまず提案を実現するというような視点も大事だと考えております。

総務省におかれましては、現在のところ、期間を区切るような形で御検討いただいているという積極的な御提案があったようにも思っております。ただ、つくば市のほうでは、やはり渾然一体となった業務についても対応できるような制度の改善も必要ではないかというような、つくば市あるいは委員からの意見もあったと思います。そのような意味におきまして、特区制度の活用も含めた提案実現に向けて、スピード感を持って検討をさらに続けていただいて、その状況につきまして、このワーキンググループでさらに御報告をお願いしたいと思います。

それでは、発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

本日はありがとうございました。